

## 第四章 業務

### (禁止行為)

第十七条 歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない。

2 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第七条第二項の規定により歯科医業の停止を命ぜられた歯科医師は、業として歯科技工を行ってはならない。

### (歯科技工指示書)

第十八条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行ってはならない。ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基づいて行う場合は、この限りでない。

### (指示書の保存義務)

第十九条 病院、診療所又は歯科技工所の管理者は、当該病院、診療所又は歯科技工所で行われた歯科技工に係る前条の指示書を、当該歯科技工が終了した日から起算して二年間、保存しなければならない。

### (業務上の注意)

第二十条 歯科技工士は、その業務を行うに当つては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

### (秘密を守る義務)

第二十条の二 歯科技工士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。歯科技工士でなくなった後においても、同様とする。